

令和3年(行ウ)第277号 行政処分取消請求事件

原 告 フロントラインプレス合同会社

被 告 国(処分行政庁 運輸安全委員会事務局長)

準備書面(3)

令和4年3月15日

東京地方裁判所民事第2部Ae係 御中

被告指定代理人

竹蓋春香

宮川和太

渡部辰博

小坂真広

松澤寛代

被告は、本準備書面において、本件対象文書②を類型化した上で、本件対象文書②のうち本件新決定によって不開示とされた部分について、不開示事由該当性を主張する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 本件対象文書②のうち本件新決定によって不開示とされた部分はいずれも不開示事由に該当すること

1 本件対象文書②の類型化

本件対象文書②の各文書の標目を類型化すると、被告準備書面(2)（10及び11ページ）と同様の分類となる。

なお、文書の標目（乙8の2）の6ページ目の11番は海難審判庁が内部手続きのために作成した供覧用文書であり、7ページ目の7番は意見聴取の実施の公開に関する公示文書であり、7ページ目の12番は本件事故の調査報告書作成後に作成された文書であり、いずれも「平成20年（2008年）6月23日に発生した漁船第五十八寿和丸沈没事故に関して、運輸安全委員会が報告書作成のために収集・利用した調査資料」（甲7）には該当しないため、本件各対象文書ではない。

2 本件対象文書②のうち類型①の不開示部分について

(1) 本件対象文書②のうち類型①の標目部分に記載されている事項

本件対象文書②のうち類型①の標目の不開示部分には、口述聴取による調査項目概要、聴取方法概要、口述聴取による調査実施日、口述者や回答者の氏名及び役職等が記載されている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 本件対象文書②は、本件事故の調査報告書の作成に係る原資料の標目の一覧表であり、運輸安全委員会（海事部会）及び事務局において本件事故

及びその被害の原因について検討又は協議する過程において、作成・使用されたものである。

したがって、本件対象文書②のうち、本件新不開示文書に記載された情報は、国の機関である運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当する。

イ そして、本件事故の調査は既に終了しているが、上記(1)で述べた本件対象文書②のうち類型①の標目の不開示部分の記載内容からして、これらが公開されると、聴取の対象者の範囲、聴取対象者の選定方針及び実施頻度等が明らかになり、将来の事故等調査における調査の手法や聴取対象者が推測される可能性があり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象文書②のうち類型①の標目部分に記載された情報には、上記(1)のとおり、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者の氏名及び役職といった特定の個人を識別することができる情報が含まれており、これを公にした場合、口述聴取を受けた者や照会への回答をした者のプライバシーが侵害されたり、責任追及や嫌がらせを受けるなどして、平穏な生活を送ることが困難になったりするなどの不利益を受けることが十分に考えられるため、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件対象文書②の類型①の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 被告準備書面(1)（7ページ）で述べたとおり、運輸安全委員会は、「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行う

とともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める「ことを任務と」しており（設置法4条）、その任務を達成するため、設置法5条各号に掲げる事務をつかさどることとされている。

事故等調査は、設置法5条1号ないし6号に該当する事務であり、運輸安全委員会が事故等調査の過程で入手する情報及び運輸安全委員会の審議に関する情報は、すべて情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

本件事故の調査は、設置法5条5号及び6号に掲げる事務に該当するため、本件対象文書②のうち、本件新不開示文書に記載された情報は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報であり、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ 被告準備書面(2)（14ページ）で述べたとおり、運輸安全委員会が多種多様な情報を十分に収集するためには、関係者の協力及び信頼を得た上で、関係者から、自己の利益又は不利益にかかわらず、偽ることなく、ありのままの事実を十分に口述・回答してもらうことが不可欠であるといえる。

しかし、本件対象文書②の類型①の標目の不開示部分が開示された場合、被告準備書面(2)（14及び15ページ）と同様に、調査に協力した口述者や回答者が公になることで、調査そのものについて外部から不当な影響等を与えられる可能性があり、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、事故等調査の目的は被告準備書面(1)（7ページ）のとおりであり（設置法1条）、事故等の責任追求を目的とするものではないこと（調査通則1）を前提とした上で、運輸安全委員会が、関係者と信頼関係を築き、聴取・照会を行っているにもかかわらず、上記情報が第

第三者に開示されるのであれば、上記情報が責任追及のために使用されるおそれは否定できない。そのような事態は、責任追及を目的としない運輸安全委員会にとって予定しておらず、かつ、責任追及がされないことを前提に調査に協力した者にとっても予定しないものであることは明らかである。そして、口述聴取や照会によって収集された上記情報が開示されれば、本件事故の関係者の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、関係者の情報が事故等調査報告書の作成以外の目的に利用されることをおそれて、関係者との信頼関係を築くことができず、調査の協力が得られず、事実を明らかにしないことなどが予想される。その結果、運輸安全委員会は、事実関係を正確に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にあり、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件対象文書②の類型①の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

(4) 情報公開法5条1号に該当すること

本件対象文書②のうち類型①の標目の不開示部分に記載された口述聴取を受けた者や照会への回答をした者の氏名、役職に関する情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別できるもの」(情報公開法5条1号)であることは明らかであり、同号但書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情は存在しないため、同法5条1号の不開示情報に該当する。

3 本件対象文書②のうち類型②の不開示部分について

(1) 本件対象文書②のうち類型②の標目部分に記載されている事項

本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分には、関係者の氏名、所属、役職、乗組員の船舶の運航に係る資格情報、乗組員の身分証明に係る情

報、漁船第五十八寿和丸及び僚船等の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人が他に所有していた船舶の権利・構造・整備・搭載物に係る情報、漁船第五十八寿和丸及び僚船を所有していた法人の事業に係る情報、本件事故当時の事故発生海域周辺の気象・海象を調査するための照会先に係る情報、沈没した漁船第五十八寿和丸の捜索結果に係る情報等が含まれている。

(2) 情報公開法 5 条 5 号に該当すること

ア 上記 2 (2) アのとおり、本件対象文書②に記載された情報は、国の機関である運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当し、本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分もこれに含まれる。

イ そして、本件事故の調査は既に終了しているが、上記 (1) で述べた本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分の記載内容からして、これらが公開されると、運輸安全委員会の調査手法、調査範囲、調査上知り得た情報及び調査の方向性などが明らかになり、将来の事故等調査における調査の手法や聴取対象者が推測される可能性があり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分に記載された情報には、上記 (1) のとおり、関係者の氏名、所属及び役職といった特定の個人を識別することができる情報や法人名が含まれており、これを公にした場合、関係者のプライバシーが侵害されたり、責任追及や嫌がらせを受けるなどの不利益を受けることが十分に考えられるため、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件対象文書②の類型②の標目の不開示部分に記載された

情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 上記2(3)アのとおり、本件対象文書②のうち本件新不開示文書に記載された情報は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報であり、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ 被告準備書面(2)(18及び19ページ)で述べたとおり、運輸安全委員会が多種多様な情報を十分に収集するためには、関係者の協力及び信頼を得た上で、関係者から、自己の利益又は不利益にかかわらず、偽ることなく、本件事故に関する情報を提供してもらうことが必要であるといえる。

本件対象文書②の類型②の標目の不開示部分が開示された場合、被告準備書面(2)(19及び20ページ)と同様に、本件事故の調査方針、調査手法、調査協力者が公になることで、調査そのものについて外部から不当な影響等を与えられる可能性があり、事故等調査の目的が達成されないことが考えられる。すなわち、事故等調査の目的は被告準備書面(1)(7ページ)のとおりであり(設置法1条)、事故等の責任追求を目的とするものではないこと(調査通則1)を前提とした上で、運輸安全委員会が、関係者と信頼関係を築き、情報収集を行っているにもかかわらず、上記情報が第三者に開示されるのであれば、上記情報が責任追及のために使用されるおそれは否定できない。そのような事態は、責任追及を目的としない運輸安全委員会にとって予定しておらず、かつ、責任追及がされないことを前提に調査に協力した者にとっても予定しないものであることは明らかである。そして、本件事故の調査によって収集された上記情報が開示されれば、本件事故の関係者の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、関係者の情報が事故等調査報告

書の作成以外の目的に利用されることをおそれて、関係者との信頼関係を築くことができず、調査の協力が得られず、事実を明らかにしないことなどが予想される。その結果、運輸安全委員会は、事実関係を正確に把握し、事故等の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にあり、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件対象文書②の類型②の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

(4) 情報公開法5条1号に該当すること

上記(1)のとおり、本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分の一部には、関係者の氏名、所属、役職、乗組員の船舶の運航に係る資格情報、乗組員の身分証明に係る情報が含まれている。これらの情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別できるもの」（情報公開法5条1号）であることは明らかである。

したがって、本件対象文書②のうち類型②の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条1号本文に該当し、また、この部分が同号ただし書かないしハに該当すると認めるべき特段の事情は存在しない。

4 本件対象文書②のうち類型③の不開示部分について

(1) 本件対象文書②のうち類型③の標目部分に記載されている事項

本件対象文書②のうち類型③の標目の不開示部分には、試験研究事項、収集した文献の題名、試験研究を行うために使用した資料名、試験研究の委託先の団体名が記載されている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 上記2(2)アのとおり、本件対象文書②に記載された情報は、国の機関である運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は

協議に関する情報」に該当し、本件対象文書②のうち類型③の標目の不開示部分もこれに含まれる。

イ そして、本件事故の調査は既に終了しているが、上記で述べた本件対象文書②のうち類型③の標目の不開示部分の記載内容からして、これらが公開されると、運輸安全委員会の試験研究による調査の方向性、調査手法等が明らかになり、将来の事故等調査における調査の手法や試験調査の委託先等が推測される可能性があり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、本件対象文書②のうち類型③の標目の不開示部分に記載された情報には、上記(1)のとおり、調査時に収集した文献の題名や試験調査を行うために使用した資料名が含まれているところ、これらの情報から文献や資料そのものを探索することが可能である。そして、これらの資料は、本件事故の調査当時において必要であると判断されたために収集されたものであって、本件事故の原因を裏付ける資料とは限らない。既に本件事故の調査が終了しているとしても、このような資料が本件事故の原因を裏付ける資料であるという誤解や憶測を招き、誤解や憶測に基づく責任追及が行われるなど、不当に国民の間に混乱を生じさせることが十分に考えられる。

さらに、本件対象文書②のうち類型③の標目の不開示部分に記載された情報には、上記(1)のとおり、試験研究の委託先の団体名が記載されており、試験研究の委託先の団体が批判にさらされたり、嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受けることが十分に考えられるため、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件対象文書②の類型③の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法 5 条 6 号柱書に該当すること

ア 上記 2 (3) アのとおり、本件対象文書②のうち本件新不開示文書に記載された情報は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手した情報であり、情報公開法 5 条 6 号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ 被告準備書面(2) (24 ページ) で述べたとおり、運輸安全委員会が、多種多様な情報を十分に収集し、それらを踏まえ、可能な限り確実な事実認定及び分析を行うためには、不当な干渉を受けることなく、関係者から得られた情報を基に、適切に試験研究を行えるようにすることが必要であるといえる。

しかし、試験研究の委託先の団体名が開示された場合、試験研究の委託先が、批判にさらされたり、嫌がらせを受けたりするなどの不利益を受ける可能性があり、本件事故の試験研究の委託先の運輸安全委員会に対する信頼関係が破壊されるにとどまらず、今後の事故等調査において、上記不利益をおそれて、試験研究の委託を断られることが予想される。

また、調査時に収集した文献名、試験調査を行うために使用した資料名から、文献及び資料そのものを探索することができ、これらの情報は試験研究による調査の方向性、調査手法、調査範囲を推測させるものである。そうすると、将来の事故等調査における調査の方向性等も推測され得るのであり、事故調査委員会が外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けるおそれを生じさせる。その結果、事実関係を正確に把握し、事故の原因究明を行うことが困難となり、設置法 1 条の目的を達成できなくなるおそれが十分にあり、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件対象文書②の類型③の標目の不開示部分に記載された

情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

5 本件対象文書②のうち類型④の不開示部分について

(1) 本件対象文書②のうち類型④の標目部分に記載されている事項

本件対象文書②のうち類型④の標目の不開示部分には、本件事故の調査報告書案に対する意見を述べた原因関係者名に係る情報が含まれている。

(2) 情報公開法5条5号に該当すること

ア 上記2(2)アのとおり、本件対象文書②に記載された情報は、国の機関である運輸安全委員会（海事部会）及び事務局の内部における「検討又は協議に関する情報」に該当し、本件対象文書②のうち類型④の標目の不開示部分もこれに含まれる。

イ そして、本件事故の調査は既に終了しているが、上記で述べた本件対象文書②のうち類型④の標目の不開示部分の記載内容からして、これが公開されると、原因関係者に対する批判が出る可能性があり、将来の事故等調査において、原因関係者が批判を受けることをおそれ、運輸安全委員会は、原因関係者の調査報告書案に対する率直な意見を聴取することができなくなり、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、原因関係者の氏名又は団体名、その者が原因関係者であることが公になれば、責任追及や嫌がらせを受けるなどの不利益を受けることが十分に考えられるため、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、本件対象文書②の類型④の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条5号の不開示情報に該当する。

(3) 情報公開法5条6号柱書に該当すること

ア 上記2(3)アのとおり、本件対象文書④のうち本件新不開示文書に記載された情報は、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が関係者から入手

した情報であり、情報公開法5条6号の国の機関が行う事務に関する情報に該当する。

イ 被告準備書面(2)(28ページ)のとおり、運輸安全委員会が、可能な限り確実な事実認定及び分析を行うためには、不当な干渉を受けることなく、関係者に調査報告書案への率直な意見を述べさせ、その意見を踏まえた運輸安全委員会の十分な審議を行えるようにすることが必要であるといえる。

しかし、本件対象文書②のうち類型④の標目の不開示部分に記載された情報が開示された場合、本件事故の調査報告書案に意見を述べた原因関係者に対する責任追及のために使用されるおそれが否定できず、そのような事態は運輸安全委員会としても原因関係者にとっても予定していないものであり、今後の事故等調査において、原因関係者が批判や責任追及をおそれて協力を差し控えるようになり、運輸安全委員会が原因関係者から率直な意見の聴取ができなくなるおそれがある。その結果、運輸安全委員会は、事実関係を正確に把握し、事故の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にあるため、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。

ウ したがって、本件対象文書②の類型④の標目の不開示部分に記載された情報は、情報公開法5条6号柱書の不開示情報に該当する。

第2 結語

以上のとおり、本件対象文書②のうち本件新決定によって不開示とされた部分を類型別にみても、各標目に記載された情報は情報公開法5条各号の不開示事由に該当するから、本件新決定は適法である。

以上

類型①:

類型②:

別紙

類型③:

類型④:

番号	文書の標目
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	第58寿和丸カツオマグロ網 重量積算資料
8	
9	船舶国籍証書(写) (第五十八寿和丸)
10	船舶国籍証書検認期限指定書(写) (第五十八寿和丸)
11	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)
12	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)
13	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	

番号	文書の標目
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)
60	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)
61	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)
62	完成重心試験成績書及び復原性報告書 (第五十八寿和丸)
63	機関室平面図等
64	旋網仕立て図面 (第五十八寿和丸)
65	
66	漁船原簿抹消謄本 (写) (第五十八寿和丸)
67	乗組員名簿 (第五十八寿和丸)
68	
69	機関室諸管系統図 (第五十八寿和丸)
70	サウンディングテーブル (第五十八寿和丸)

番号	文書の標目
71	排水量等曲線図（数値表）（第五十八寿和丸）
72	試運転成績書（第五十八寿和丸）
73	完成要目表（第五十八寿和丸）
74	管記号、略号表（第五十八寿和丸）
75	機関室全体装置図（第五十八寿和丸）
76	鋼材配置図（第五十八寿和丸）
77	合入渠工事完成証明書（電気、無線部）（第五十八寿和丸）
78	追加工事完成証明書（機関部）（第五十八寿和丸）
79	合入渠工事完成証明書（機関部）（第五十八寿和丸）
80	舵構造図（第五十八寿和丸）
81	線図（第五十八寿和丸）×2
82	構造図（船首樓）（第五十八寿和丸）×2
83	機関室燃料油（移送）管系統図（第五十八寿和丸）
84	ポンピング諸管系統図（第五十八寿和丸）
85	船体寸法表（第五十八寿和丸）
86	復原力交差曲線図（第五十八寿和丸）
87	EPIRB 台図
88	定期修理 工事完成証明書（船体部）（第五十八寿和丸）
89	隔壁計算書（第五十八寿和丸）
90	外板履閑図（第五十八寿和丸）×3
91	部材強度計算書
92	中央横断面図（第五十八寿和丸）
93	一般配置図（第五十八寿和丸）×3
94	扉及び倉口蓋装置図（第五十八寿和丸）
95	
96	
97	排水管系統図（第五十八寿和丸）
98	給水管系統図（第五十八寿和丸）×2
99	
100	
101	
102	工事完成証明書一式（第五十八寿和丸）

番号	文書の標目
1	
2	事故に関する資料（福島海上保安部長から）
3	
4	
5	口述メモ（第二寿和丸）
6	口述メモ（第六寿和丸）
7	口述メモ（第六寿和丸）
8	口述メモ（第六寿和丸）
9	口述メモ（第六寿和丸）
10	口述メモ（第六寿和丸）
11	口述メモ（第六寿和丸）
12	口述メモ（第十一寿和丸）
13	口述メモ（第十一寿和丸）
14	口述メモ（第三十一寿和丸）
15	口述メモ（第三十一寿和丸）
16	口述メモ（第三十一寿和丸）
17	口述メモ（第三十一寿和丸）
18	口述メモ（第三十三寿和丸）
19	口述メモ（第三十三寿和丸）
20	口述メモ（第五十八寿和丸）
21	口述メモ（第五十八寿和丸）
22	口述メモ（第五十八寿和丸）
23	口述メモ（第八十二寿和丸）
24	口述メモ（第八十二寿和丸）
25	口述メモ
26	口述メモ
27	口述メモ
28	乗組員名簿（第58、6、2、11及び31寿和丸）
29	質問調書（第六寿和丸）
30	質問調書
31	
32	質問調書（第五十八寿和丸）
33	質問調書（第五十八寿和丸）
34	質問調書（第五十八寿和丸）
35	戸籍抄本（行方不明13人分）

番号	文書の標目
36	調査書
37	第五十八寿和丸乗組員配置図
38	照合回答書
39	死亡届
40	第二管区海上保安本部の資料
41	捜索協力各船名簿
42	三十一寿和丸捜索状況 (FAX)
43	
44	海象解析結果 (京都防災研)
45	
46	
47	
48	論文 (On Kurtosis and Occurrence . . . Freak waves)
49	文献資料 (気象)
50	
51	気象庁回答書 (気象庁から横浜審判理事所)
52	気象に対する口述書
53	
54	航海日誌 (整理したもの。2、6、11、22、31、33、82寿和丸)
55	航海、機関日誌写し

番号	文書の標目
1	
2	
3	EPIRB 整備記録（写）（第五十八寿和丸）
4	転覆沈没事故報告書（写）（第五十八寿和丸）
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	レーダープロッタ合成画面バックアップ（第六寿和丸）
13	
14	調査メモ
15	
16	パラアンカー規格別寸法表
17	型式承認申請書等

番号	文書の標目
1	就業規則（写）
2	完成重心試験成績書及び復原性報告書
3	審議報告書（案）
4	審議報告書（案）
5	
6	原因関係者の意見書
7	
8	審議報告書（案）
9	審議報告書（案）
10	
11	漁船沈没事故に係る解析調査2 報告書
12	